

提言に対する厚生労働省の対応状況

① 指定薬物への指定の迅速化

- 薬事・食品衛生審議会の指定薬物部会の開催頻度を上げ、34物質を指定(包括指定を除く)(従来、年1~2回開催に対して、本年度は11月までに4回開催済み)。
- このうち8物質は、海外で流通実態はあるが、国内では流通していない段階で、指定薬物として予め指定(公布日:平成24年10月17日、12月17日)。

② 取締り強化のための方策 ③ 取締り当局との連携強化

- 新たな指定方法として「包括指定」※について検討を進め、合成カンナビノイドの1骨格を有する物質群に対して導入する方針を決定。
- 麻薬取締官による指定薬物の取締り、及び薬事監視員等による指定薬物の疑いがある物品の収去が可能となるよう、薬事法の改正を検討し、関係省庁との連携も強化して監視指導を徹底。
※化学構造が類似している特定の物質群を指定薬物として包括的に規制する方法

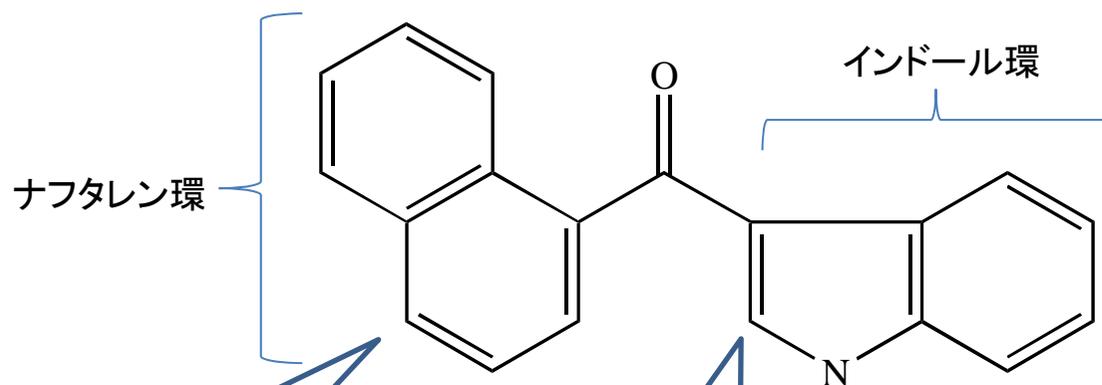
④ 実態把握と消費者への情報提供・啓発の実施

- 違法ドラッグの危険性や健康被害の実態について正しく知っていただくための啓発活動を強化。(「個人輸入・指定薬物等適正化対策事業」を年度内に運用開始)

海外で流通実態はあるが、国内では流通していない物質として、 予防的に指定された指定薬物

公布・施行時期	物質名	通称
平成24年10月公布、 同年11月施行	(4-クロロナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン	JWH-398
	(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(4-プロピルナフタレン-1-イル)メタノン	JWH-182
	1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン	4-メチルアンフェタミン
	(2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン	JWH-007
	(2-ヨードフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン	AM679
平成24年12月公布、 平成25年1月施行 (予定)	1-(1H-インドール-5-イル)プロパン-2-アミン	5-API
	1-(4-エチルフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン	4-エチルメトカチノン
	1-(ベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン	6-APB

今回の包括指定の範囲のイメージ



12種類の置換基のいずれかが結合する場合と何も結合しない場合がある

例：直鎖状アルキル基(-C₅H₁₁等)



塩素等

メチル基(-CH₃)が結合する場合としない場合がある

31種類の置換基のいずれかが必ず結合する

例：直鎖状アルキル基(-C₅H₁₁等)



末端に塩素などが結合した直鎖状アルキル基(-C₅H₁₀Cl等)



中枢神経系への影響を推定

⋮

775物質が含まれる

(うち、麻薬、指定薬物に指定されているものは16物質)